

日本呼吸器学会東海支部会会則

第1章 名称

第1条 本会は、日本呼吸器学会東海支部会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は東海地域（愛知，静岡，岐阜，三重）における、呼吸器病学とその診療に関する進歩と発展ならびに普及を図り、地方自治体や患者団体とも連携し、国民の健康に貢献することを自的とする。

第3章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 東海地方会（学術講演会およびセミナー）の開催
2. その他の学術講演会・研究会の共催・後援、研修医の教育、専門医の養成
3. 市民公開講座等による地域住民の啓発、患者団体との連携
4. その他、本会の目的達成に必要な事項

第4章 会員

第4条 本会の会員は、原則として日本呼吸器学会会員で東海地域在住者とする。

第5章 役員

第5条 本会に原則として次の役員を置く。

支部長	1 名
支部長代行	1 名
理事	若干名
監事	若干名
支部代議員	本部選出代議員と支部選出代議員

第6条 支部長は本部代議員により電子選挙で選出され、支部長が欠けた場合に備えて就任時に支部長代行者を指名する。選挙方法・任期は本部規定による。

支部長は本会を代表し、会務を統括する。

理事は本部選出の理事が兼任する。

監事は支部代議員の中から支部長および理事より推薦し、支部代議員会で承認する。

監事の任期は2年とし、重任・再任は妨げない。

支部選出代議員は、支部代議員会の承認を得て支部長が委嘱する。その任期は2年とし、重任・再任は妨げない。支部選出代議員の申請手続、資格要件、承認・委嘱方法などは別に定める。

第7条 幹事会は、支部代議員会の役員会として、支部長・支部長代行・理事・監事により構成する。

幹事会は、本会を代表し、支部代議員会の承認のもとに、本会の執行にあたる。

第6章 会議

第8条 本会の会議は、支部総会、支部代議員会とする。

支部総会、支部代議員会は毎年1回以上開催し、会務について審議報告する。

議長には原則として支部長があたり、支部代議員会をもって最終決定機関とする。
議決は多数決による。

第9条 東海地方会は毎年2回開催し、市民公開講座は毎年1回以上開催する。

東海地方会および市民公開講座の会長は、幹事会が推薦し支部代議員会の承認を得て決定する。
他学会の学術集会と合同で開催する事が出来る。

東海地方会での発表は原則として会員に限る。ただし、会員が責任ある共同発表者であれば
医学生、臨床研修医、非医師など非会員も応募することができ、採否は会長が判断する。

第7章 会計

第10条 本会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

1. 本部からの補助金
2. 寄付金
3. 前項以外の諸収入

第11条 本会の会計年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わるものとする。

本会の予算・決算は原則として支部代議員会で決定し、支部総会に報告する。

第8章 事務局

第12条 支部事務局を名古屋市中区栄三丁目19番28号に置く。

第9章 会則の変更

第13条 本会則は支部代議員会で検討し変更することが出来る。

附則1 本会則は、2020年5月24日より実施する